

セーリング競技 帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 2013-2016 セーリング競技規則（以下、「規則」という。）に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則 P1 の「セール番号」を「県番号」に置き換え適用する。
- 1.3 国体ウインドサーフィン級について、付則 B を適用する。ただし、規則 B5 中の規則 61 の変更及び B8 は適用しない。
- 1.4 参加資格に係る違反およびドーピング防止規則に対する違反の得点等の取り扱いについては、第 71 回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」による。

2 広告

本大会は、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（平成 22 年 12 月 16 日制定）に基づき、日本セーリング連盟の承認を得て一切の広告を制限する。

3 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部棟前に設置された公式掲示板に掲示する。

4 帆走指示書の変更

- 4.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。
- 4.2 レース海面の変更は、当該レースの「D 旗」掲揚までに掲示する。
- 4.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19 時 00 分までに掲示する。

5 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、陸上本部棟 2 階に設置された信号柱に掲揚する。
- 5.2 音響 1 声とともに掲揚される「D 旗」は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。この指示は、10 月 1 日（土）10 時 30 分以降に適用される。
- 5.3 指示 6.1 に示された個別のレースに対して、「回答旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。
- 5.4 「Y 旗」が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。この項は、第 4 章前文を変更している。

6 レース日程

6.1 レースの日程は、以下のとおりとする。

月 日	予告信号 予定時刻	A海面		予告信号 予定時刻	B海面	
10月1日 (土)	11:55	成年男子470級	トライアルレース	12:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
	12:05	少年男子420級	トライアルレース	12:15	成年女子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
	12:15	成年男子レーザー級	トライアルレース	13:05	成年女子レーザーラジアル級	トライアルレース
	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	13:15	少年女子レーザーラジアル級	トライアルレース
	13:05	少年女子420級	トライアルレース	13:55	少年男子レーザーラジアル級	トライアルレース
10月2日 (日)	9:25	成年男子470級	第1レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第1レース
	9:35	少年男子420級	第1レース	9:45	成年女子国体ウインドサーフィン級	第1レース
	9:45	成年男子レーザー級	第1レース	10:25	少年男子レーザーラジアル級	第1レース
	引続き	成年男子470級	第2レース	引続き	少年男子レーザーラジアル級	第2レース
		少年男子420級	第2レース			
		成年男子レーザー級	第2レース			
	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第1レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第2レース
13:05	少年女子420級	第1レース	13:15	成年女子国体ウインドサーフィン級	第2レース	
10月3日 (月)				13:55	成年女子レーザーラジアル級	第1レース
				14:05	少年女子レーザーラジアル級	第1レース
	引続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第2レース	引続き	成年女子レーザーラジアル級	第2レース
		少年女子420級	第2レース		少年女子レーザーラジアル級	第2レース
10月3日 (月)	9:25	成年女子セーリングスピリッツ級	第3レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第3レース
	9:35	少年女子420級	第3レース	9:45	成年女子国体ウインドサーフィン級	第3レース
				10:25	成年女子レーザーラジアル級	第3レース
				10:35	少年女子レーザーラジアル級	第3レース
	引続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第4レース	引続き	成年女子レーザーラジアル級	第4レース
10月3日 (月)		少年女子420級	第4レース		少年女子レーザーラジアル級	第4レース
	12:55	成年男子470級	第3レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第4レース
	13:05	少年男子420級	第3レース	13:15	成年女子国体ウインドサーフィン級	第4レース
	13:15	成年男子レーザー級	第3レース	13:55	少年男子レーザーラジアル級	第3レース
10月3日 (月)	引続き	成年男子470級	第4レース	引続き	少年男子レーザーラジアル級	第4レース
		少年男子420級	第4レース			
	成年男子レーザー級	第4レース				
10月4日 (火)	9:25	成年男子470級	第5レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第5レース
	9:35	少年男子420級	第5レース	9:45	成年女子国体ウインドサーフィン級	第5レース
	9:45	成年男子レーザー級	第5レース	10:25	少年男子レーザーラジアル級	第5レース
	引続き	成年男子470級	第6レース	引続き	少年男子レーザーラジアル級	第6レース
		少年男子420級	第6レース			
		成年男子レーザー級	第6レース			
	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第5レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第6レース
13:05	少年女子420級	第5レース	13:15	成年女子国体ウインドサーフィン級	第6レース	
10月5日 (水)				13:55	成年女子レーザーラジアル級	第5レース
				14:05	少年女子レーザーラジアル級	第5レース
	9:25	成年女子セーリングスピリッツ級	第6レース	9:35	成年女子レーザーラジアル級	第6レース
9:35	少年女子420級	第6レース	9:45	少年女子レーザーラジアル級	第6レース	

(1) 各海面の引き続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後、引き続き行う。

(2) 天候等の事情により、競技日程およびレース海面は、レース委員会において変更することがある。

6.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

6.3 10月5日(水)には、11時00分より後に予告信号を発しない。

7 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

競技種目	クラス旗	旗色
成年男子		
470級	470級 クラス旗	白地に青記章
レーザー級	レーザー級 クラス旗	白地に赤記章
国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級 クラス旗	白地に青記章
成年女子		
セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級 クラス旗	白地に黒記章
レーザーラジアル級	レーザーラジアル級 クラス旗	ピンク色に赤記章
国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級 クラス旗	ピンク色に青記章
少年男子		
国際420級	420級 クラス旗	白地に青記章
レーザーラジアル級	レーザーラジアル級 クラス旗	黄色地に赤記章
少年女子		
国際420級	420級 クラス旗	黄緑色に青記章
レーザーラジアル級	レーザーラジアル級 クラス旗	黄緑色に赤記章

8 レース海面

- 8.1 宮古市宮古湾の「添付資料1」に示す海面に、A、Bの2海面を設定する。
- 8.2 「添付資料1」どおりのレース海面にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。
この項は、規則 62.1(a)を変更している。

9 コース

- 9.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおよそのコンパス方位」を掲示する。

10 マーク

- 10.1 A海面 マーク 1、4s および 4p は、黄色の円柱形ブイとする。
マーク 2、3s および 3p は、緑色の円柱形ブイとする。
B海面 マーク 1、4s および 4p はオレンジ色の三角錐形ブイとする。
- 10.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。
- 10.4 指示 13 に定める新しいマークは、A海面ではピンク色の円柱形ブイ、B海面では赤色の三角錐形ブイを使用する。

11 スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマ

ストの間とする。

- 11.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 50m 以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 11.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。この項は、規則 A4 を変更している。
- 11.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第 1 代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および規則 29.2 を変更している。
- 11.5 「U 旗」が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートもしくは再レース、またはスタート信号前に延期もしくは中止された場合には、失格とはされない。これは規則 26 を変更している。この規則が適用される場合には、規則 29.1 は適用されない。これは規則 29.1 を変更している。「U 旗」による失格の得点は、「UFD」と記録される。これは規則 A11 を変更している。

12 規則 30.3 適用に伴う掲示

規則 30.3 の「セール番号」を「県番号」に置き換える。

13 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（または、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。

14 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたは、マストの間とする。

15 スタート後の短縮または中止

- 15.1 レース委員会は、規則 32.1 に基づくほか競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合および指示 15 に定めるマーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過できそうもない場合、レースを中止することができる。この項は、規則 62.1(a) を変更している。
- 15.2 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも、「N 旗」「H 旗の上に N 旗」あるいは「A 旗の上に N 旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N 旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および 32.1 を変更している。

16 タイム・リミットとターゲット・タイム

16.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウインド及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウインド	ターゲット・タイム
470級	55分	20分	15分	40分
セーリングスピリッツ級	55分	20分	15分	40分
420級	55分	20分	15分	40分
レーザー級	55分	20分	15分	40分
レーザーラジアル級	55分	20分	15分	40分
国体ウインドサーフィン級	30分	10分	10分	20分

16.2 規則 30.3 および指示 11.5 に違反しないでスタートした先頭艇が、コースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウインド内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は、規則 35、A4 および A5 を変更している。

16.3 各クラスのターゲット・タイムどおりとならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則 62.1(a) を変更している

17 抗議と救済要求

17.1 抗議および救済または審問再開の要求は、締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。用紙は「プロテスト委員会事務局」で入手できる。

17.2 抗議締切時刻は掲示する。その日の当該クラスの抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

17.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者及び証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

17.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために掲示する。

17.5 指示 1.2 に基づき、規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは示される。

17.6 実施要項 4(13)～(18)、10(5)、指示 2、5.2、11.2、19、23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

17.7 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時 00 分までの間に限り求めることができる。ただし、10 月 5 日 (水) に判決を通告された場合には、判決を通告されてから 15 分以内とする。この項は、規則 66 を変更している。

17.8 10 月 5 日 (水) のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは、規則 62.2 を変更している。

17.9 日本セーリング連盟規定 4.3 に基づきプロテスト委員会の判決をもって最終とする。

18 得点

18.1 本大会は各クラスとも 6 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。

18.2 艇の得点は、完了したレースが 3 レース以下の場合は全レースの合計得点とし、4 レース以上

成立した場合は、最も悪いレースの得点を除外したレース得点の合計とする。

- 18.3 指示 19 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与えることができる。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。この項は、規則 63.1、A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 19.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 19.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 18.4 参加艇数とは、実施要項 6(4)に示す艇数とする。なお、第 71 回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」による違反艇は、参加艇数から除外する。
- 18.5 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇は「レース委員会事務局」に用意されている「得点照会申請書」に所定の事項を記入の上、「レース委員会事務局」に提出記入し、訂正を要請しなければならない。
- 18.6 各種目とも、上記得点方法に従い順位を決定し、下記の種目別の競技得点を与える。

470級、セーリングスピリッツ級、420級

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1位	24点	2位	21点	3位	18点	4位	15点
5位	12点	6位	9点	7位	6点	8位	3点

レーザー級、レーザーラジアル級、国体ウインドサーフィン級

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1位	8点	2位	7点	3位	6点	4位	5点
5位	4点	6位	3点	7位	2点	8位	1点

- 18.7 総合成績決定方法は、下記のとおりとする。
- (1) 大会に参加した都道府県に参加得点 10 点を与える。
 - (2) 男女総合成績（天皇杯得点）および女子総合得点（皇后杯得点）は、指示 18.6 の種目別の競技得点と参加得点（10 点）を合計し、その合計得点が多い都道府県を上位とし第 1 位から第 8 位を決定する。ただし、同点の場合は順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 18.8 参加資格違反およびドーピング規則違反が確定した艇は、順位を取り消され、違反艇より下位の艇の順位を繰り上げる。また参加艇数からも削除され、各レースの艇の順位および得点も変更する。

19 申告

- 19.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、「レース申告受付所」に用意される。
- 19.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 19.3 出艇しようとする艇の艇長は、その日の 8 時 30 分から当該クラスの「D 旗」掲揚 10 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分も併せて申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しをしなければならない。

- 19.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 19.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示 19.3 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 19.6 リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意味を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示 19.4 の帰着申告を行ったうえ、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

20 安全規定

- 20.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則 62.1(a)を変更している。
- 20.2 成年男子 470 級、少年男子 420 級、少年女子 420 級を除き、艇は自らの安全のために、マスト・トップに浮力体を取り付けることができる。

21 装備の交換と計測のチェック

- 21.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会に、「計測・競艇部」で入手できる用紙に記入の上、「計測・競艇部」に提出しなければならない。
- 21.2 艇、ボードまたは装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

22 運営艇

- 22.1 運営艇の識別旗は、以下のとおりとする。

運 営 艇	識 別 旗
競技委員会	白地に赤字「VIP」
レース委員会	白地に赤字「RC」
プロテスト委員会	赤地に白字「PROTEST」
救助艇	緑地に白字「RESCUE」
報道艇	白地に緑文字「MEDIA」
計測艇	白地に赤字「MEASUREMENT」

- 22.2 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

23 支援艇

- 23.1 支援艇は、「レース委員会事務局」で入手できる「支援艇許可申請書」に記入のうえ、9月30

日（金）の 9 時 00 分から 10 月 1 日（土）の 11 時 00 分までに「レース委員会事務局」に提出し許可を受けることにより、9 月 30 日（金）から 10 月 5 日（水）まで使用できる。

- 23.2 出艇から帰着するまでの間、都道府県名を両サイドに明示のうえ、「ピンク色旗」を明確に掲揚しなければならない。「ピンク色旗」はレース委員会で用意され、10 月 5 日（水）までに返却しなければならない。
- 23.3 大会期間中は、リアスハーバー宮古内の指定場所に設置（係留）しなければならない。
- 23.4 支援艇の出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、「レース申告受付所」に用意される。支援艇の出艇申告は、8 時 30 分から受け付ける。なお、指示 4 に規定するいずれのクラスの「D 旗」が掲揚されていない場合、支援艇もこれに従うものとする。支援艇の帰着申告は、その日の最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分までとする。
- 23.5 艇および運営艇の運航を妨げてはならない。また最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後 2 分間までは、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 23.6 引き続きレースが行われる場合、支援艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 23.7 天候等の状況により、レース委員会から支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「ピンク色旗」を掲揚する。この場合、指示 23.5、23.4 のなお書きおよび 23.6 のただし書き以下は適用されない。この救助要請はレースエリア毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- 23.8 指示 23 に違反するか、またはレース委員会艇の指示に従わない支援艇は、以後の出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがある。

24 ごみの処分

ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

25 無線通信とトラッキングシステム

- 25.1 緊急の場合を除き、艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。この制限は、携帯電話および GPS にも適用する。ただし、レース委員会が用意するトラッキングシステムは含まない。
- 25.2 レース委員会に指定されたクラスの艇は、レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。端末機器は午前と予定されているクラスは、指示 19.1 で行われる出艇申告時にレース申告受付所で受け取ることができる。午後と予定されているクラスは D 旗掲揚予定時刻のおよそ 15 分前からレース申告受付所で受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時に返却しなければならない。なお、クラスの指定は、毎朝 7 時 30 分までに公式掲示板に掲示する。

26 賞

- 26.1 男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に賞状を授与する。
- 26.2 男女総合成績第1位の都道府県に大会会長トロフィーを授与する。
- 26.3 各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。

27 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任（規則4「レースをすることの決定」参照。）において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

28 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

29 帆走指示書に関する質問

- 29.1 帆走指示書に関する質問は、8月31日（水）までに文書で受け付ける。
- 29.2 質問の送り先は、次のとおりとし、質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

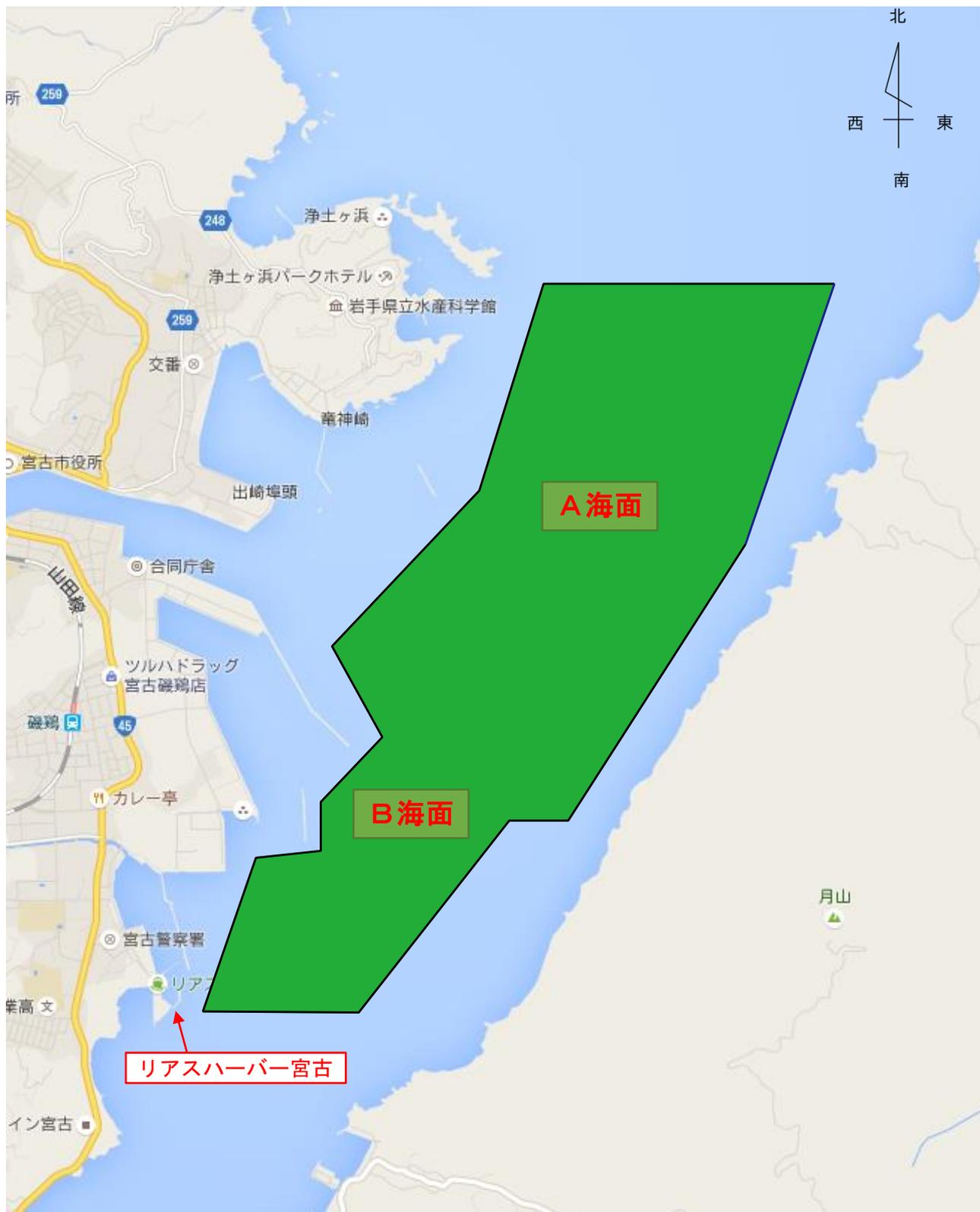
〈送付先〉 公益財団法人日本セーリング連盟

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

TEL(03)3481-2357、FAX(03)3481-0414

E-mail : jimukyoku@jsaf.or.jp

添付資料1 - レースエリア

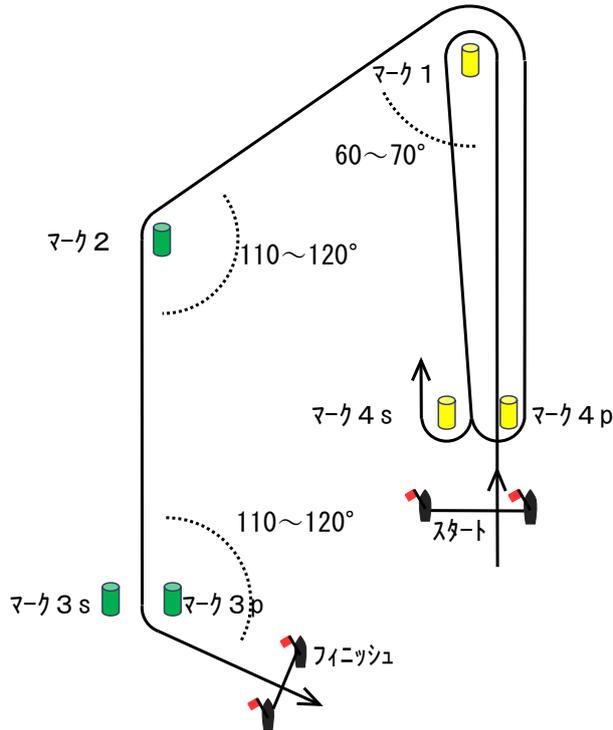


A海面とB海面の位置は重ならない範囲で、天候等の事情を勘案してエリアを設定する。

添付資料2 - コース

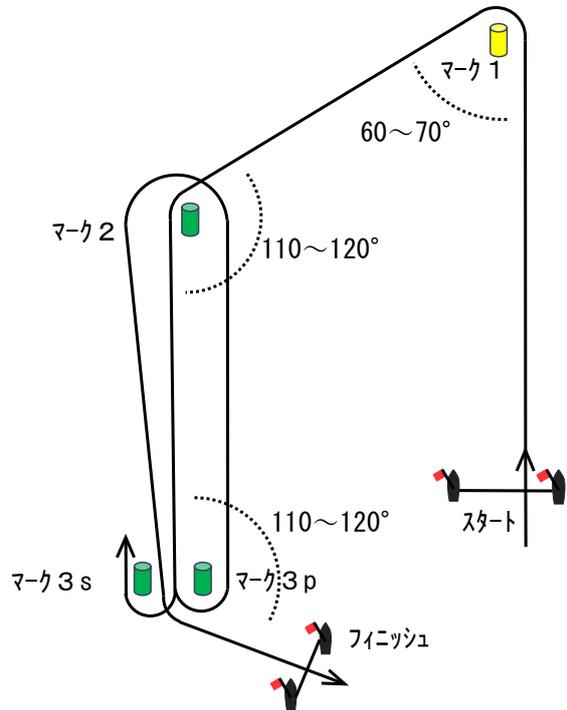
コース“I” トラペゾイド インナーループ

I 2 : スタート-1-4s/4p-1-2-3p-フィニッシュ
 I 3 : スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-1-2-3p-フィニッシュ



コース“O” トラペゾイド アウターループ

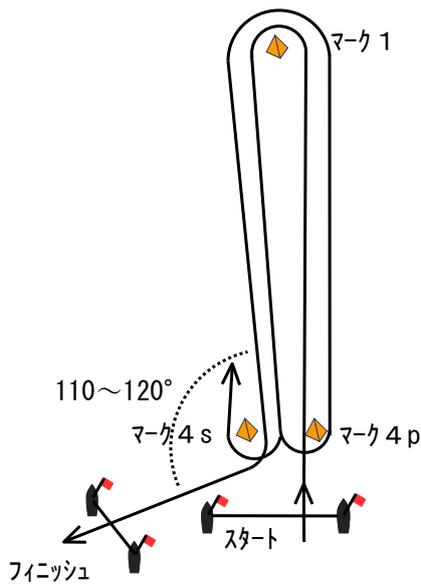
O 2 : スタート-1-2-3s/3p-2-3p-フィニッシュ
 O 3 : スタート-1-2-3s/3p-2-3s/3p-2-3p-フィニッシュ



コース“LG”

上下・スターボード・フィニッシュ

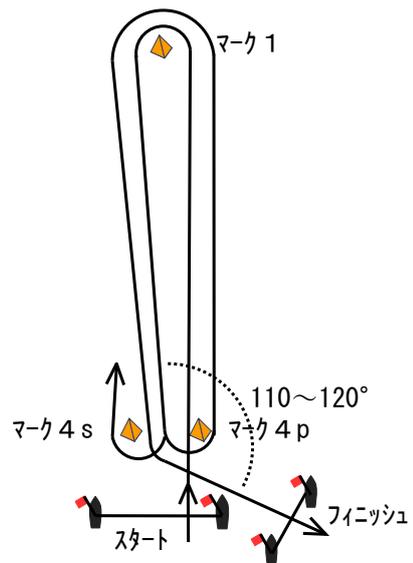
LG 2 : スタート-1-4s/4p-1-4s-フィニッシュ
 LG 3 : スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s-フィニッシュ



コース“LR”

上下・ポートフィニッシュ

LR 2 : スタート-1-4s/4p-1-4p-フィニッシュ
 LR 3 : スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4p-フィニッシュ



コース“W” 上下・上フィニッシュ

W2 : スタート-1-4s/4p-フィニッシュ

W3 : スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-フィニッシュ

